

県管理河川における管理者不明橋に関する対応状況について

1 要旨・目的

管理者不明橋は、国や自治体が定める基準によることなく設計・建造され、適切な維持管理が行われていない可能性があり、老朽化しても補修工事の責任を負う主体が分からないことから適切な管理を行わせることが困難である。

こうした管理者不明橋の対応方針について検討するため、令和3年度から、県管理河川における管理者不明橋に関する調査を進めている。

このたび、令和5年度に実施した管理者不明橋調査等業務の結果を取りまとめたので、報告する。

2 現状・背景

令和3年度に抽出した全橋梁 11,231 橋から、市町・県など管理者が判明した 7,162 橋を除く 4,069 橋について、河川占用許可と照合し 561 橋の管理者が判明。残る 3,508 橋のうち、現地調査で橋梁が不存在と判明した 113 橋を除く 3,395 橋について、不明橋梁台帳を作成した。

3 概要

(1) 調査対象

県が管理する河川法適用河川に架かる橋梁のうち、市町・県など管理者が判明した 7,162 橋を除いた 4,069 橋

(2) 調査期間

令和5年8月～令和6年3月

(3) 調査結果

河川占用許可との照合により管理者が判明	561 橋
現地調査の結果橋梁が不存在と判明	113 橋
管理者不明の橋梁	3,395 橋
健全性が低く、緊急に対応が必要な橋梁	12 橋
その他の橋梁	3,383 橋
計	4,069 橋

(4) 課題分析

道路として不特定の者が利用する橋梁から、民有地への通路橋まで多岐にわたるため、管理者の特定作業にあたっては、関係市町等と十分な調整等が必要である。また、設置後相当な年数が経過しているものについては、経緯を知る者がいないなど、管理者の特定が困難となることを見込まれる。

(5) 今後の対応

健全性が低く緊急に対応が必要と評価された橋梁については、立入禁止等必要な措置を講じている。

その他の橋梁については、内容を精査するとともに、利用実態に応じて、不特定多数が通行するものうち普通車等が通行可能なものと通行困難なもの、特定の者のみが通行するものの3段階程度に分類し、優先順位を付けて順次管理者の特定を進めていく。

処理方針については、作業を行う建設事務所及び市町と協議しながら整理する。